人事異動

外　務　省

（国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当））外務事務官　松本　太

大臣官房に配置換する

人事院規則一一―四第三条第一項第一号により休職にする

（大臣官房総務課監察査察室長）同　宮澤　保貴

国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当）に昇任させる

（在エチオピア日本国大使館参事官（公使））同　北岡　元

在エディンバラ日本国総領事館総領事に転任させる（以上九月五日）

財　務　省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（主計局司計課長兼会計センター次長）同　山本　三夫

会計センター所長事務代理を免ずる（以上九月七日）

（大臣官房付）財務事務官　寺岡　光伸

大臣官房企画官を命ずる

（大臣官房信用機構課機構業務室長）同　関口　祐司

大臣官房付を命ずる（以上九月十日）

農林水産省

（食料産業局食品製造卸売課卸売市場室長）農林水産事務官　秋山　公城

経済産業省に出向させる（九月十日）

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 25 年９月 12 日

農林水産大臣　林　芳正

下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成25年９月12日から平成25年10月２日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、山口県庁及び下関市役所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 25 年９月 12 日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間735円」を「１時間749円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

⑴　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

⑵　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 25 年９月 12 日

北海道地方交通審議会

会長代理　高向　巖

東北地方交通審議会は、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

⑴　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

⑵　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 25 年９月 12 日

東北地方交通審議会会長　髙橋　宏明

関東地方交通審議会は、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

⑴　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

⑵　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 25 年９月 12 日

関東地方交通審議会会長　杉山　清次